

# マイナンバーカードと保険証の一体化について

保険証は、令和6年12月1日で発行を終了\*します

- ・12月2日からはマイナ保険証で医療機関を受診する仕組みに変わります。

※**お手持ちの保険証は**、退職等により資格を喪失した場合を除き、**有効期限（原則令和7年12月1日）まで使用可能です。**

## 保険証廃止後の受診方法

- ・マイナ保険証（保険証の利用登録がされたマイナンバーカード）を使用して医療機関を受診することとなります。
- ・病院窓口で「カードリーダー」によりご自身で本人確認を行っていただきます。
- ・医療機関では、オンライン資格確認により、健康保険資格情報の確認の他、診療/薬剤情報や特定健診等情報の閲覧が可能となります。

[マイナンバーカードの保険証利用登録の方法\(厚労省チラシ\)](#)

[窓口での本人確認の方法（厚労省チラシ）](#)

## 資格情報通知書を交付します

- ・マイナ保険証をお持ちの方が新たに資格取得した際等に、資格情報が確認できるよう、組合におけるデータ登録後に「資格情報通知書」を交付します。
- ・資格情報通知書のみでは医療機関の受診はできません。

### 【資格情報通知書イメージ】

111-222-33					
〒000-0000 東京都〇〇区△△町1-1-1 〇〇〇マンション					
健保 太郎 様	80001				
〇〇〇健康保険組合 保険者番号：06130000 〒999-9999 東京都●●区●●町0-0-0 電話番号 03-0000-0000					
<b>資格情報通知書</b>					
あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします(令和6年〇月〇日時点)。 なお、このお知らせのみでは受診できません。					
記号	0000	番号	00000000	校番	00
氏名	健保 太郎				
フリガナ	ケンボ タロウ				
負担割合	3割				
資格取得年月日	平成〇年〇月〇日				
保険者名	〇〇〇健康保険組合				

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。  
— マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます)。

**資格情報通知書**  
令和〇年〇月〇日発行  
〇〇〇健康保険組合  
保険者番号：06130000  
記号 0000 番号 00000000 (校番) 00  
氏名 健保 太郎  
負担割合 3割  
受診の際にはマイナ保険証が不可欠です

上を切り取ってご利用いただくこともできます  
(このお知らせのみでは受診できません)

切り取って携行することが可能。

- 厚紙のA4サイズとします。

## マイナ保険証をお持ちでない方の受診方法について

### 資格確認書を交付します

- ・マイナ保険証を持っていない等の理由によりオンライン資格確認を受けることができない方に対し、申請により※保険証と同様に医療機関の受診が可能な「資格確認書」を交付します。

※保険証をお持ちの方でマイナ保険証の利用登録がない方につきましては、保険証の有効期限までに組合から交付します。

#### 【資格確認書イメージ】

国民健康保険 資格確認書	有効期限 年 月 日 発効期日 年 月 日
記号	番号 (枝番)
氏名	性別
生年月日	年 月 日
資格取得年月日	年 月 日
交付年月日	年 月 日
組合員氏名	
住所	
保険者番号	<input type="text"/>
保険者名	印

- 現行の保険証と同様「カード型」、「プラスチック製」です。
- 有効期限は最長「5年」とする予定です。
- 記載項目は、現行の保険証と同様となります。

記載項目	
・記号・番号	・組合員氏名
・枝番	・住所
・氏名	・事業所名
・性別	・保険者番号
・生年月日	・保険者名
・資格取得年月日	・有効期限
・交付年月日	・発効期日

## マイナ保険証・資格確認書・資格情報通知書の比較

### ・形状・目的等

	マイナ保険証	資格確認書	資格情報通知書
形状	カード型・プラスチック	カード型・プラスチック	A4サイズ・紙
交付対象	マイナンバーカードを持っている方	マイナ保険証を持っていない方	マイナ保険証を持っている方
取得方法	マイナンバーカードを取得後、自身で利用登録	・資格取得時に申請 ・マイナ保険証を持っていない方に職権交付	・資格取得等に伴うデータ登録完了後に組合から交付
使用目的	医療機関を受診	マイナ保険証を持っていない方が医療機関を受診	資格情報の確認（給付金の申請、保健事業を利用する時）

### ・受診方法

	マイナ保険証	資格確認書	資格情報通知書
医療機関等の受診	○	○	×
前期高齢者（70歳以上）の受診	○	△ + 高齢受給者証	×
高額療養費（窓口での限度額適用）	○	△ + 限度額適用認定証	×
入院時食事療養費等の減額	○	△ + 標準負担額減額認定証	×
特定疾病の自己負担減額	○	△ + 特定疾病療養受療証	×

○：マイナ保険証、資格確認書のみで受診可能

△：資格確認書＋各種証が必要

×：資格情報通知書のみでは受診不可